

参考 2

○久喜市自治基本条例推進委員会条例

平成24年6月29日

条例第24号

改正 平成31年3月25日条例第2号

(設置)

第1条 久喜市自治基本条例（平成23年久喜市条例第24号。以下「自治基本条例」という。）第27条の規定に基づき、久喜市自治基本条例推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 自治基本条例の運用に関する事項
- (2) 自治基本条例の普及に関する事項
- (3) 自治基本条例の見直しに関する事項

2 推進委員会は、前項各号に掲げる事項について、市長に必要な提言を行うことができる。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員12人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 市内各種団体を代表する者
- (3) 学識経験を有する者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 推進委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき

は、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の推進委員会の会議は、市長が招集する。

2 推進委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 推進委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第8条 推進委員会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は、市民部市民生活課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が推進委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(久喜市自治基本条例策定審議会条例の廃止)

2 久喜市自治基本条例策定審議会条例（平成22年久喜市条例第235号）は、廃止する。

附 則（平成31年3月25日条例第2号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。